

電気需給約款〔高圧、特別高圧〕改訂箇所（第2条・第26条・第42条）新旧対照表

新	旧
<p>第2条（需給約款の変更）</p> <p>(1) 当該一般送配電事業者の定める託送供給等約款が改定された場合、法令・条例・規則等の改正によりこの需給約款の変更の必要が生じた場合、その他、当社が必要と判断した場合には、当社は、この需給約款を変更することがあります。この場合は、この需給約款に定める電気料金、その他の供給条件等は、変更後の電気需給約款によります。なお、当社は、この需給約款を変更する際には、当社ホームページに掲載する等の方法によりお知らせいたします。</p> <p>(2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、<u>当社は、変更された税率に基づき、この供給条件および電気需給契約に定める電気料金を変更いたします。この場合、契約期間中であっても、電気料金、その他の供給条件は、変更後の電気需給約款および電気料金によります。</u></p> <p>(3) この需給約款の変更に伴い、当社が、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。</p> <p>イ 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、<u>当社ホームページに掲載する方法、メールでの書面交付その他当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。</u></p> <p>ロ 契約変更後の書面交付を行う場合には、<u>当社ホームページに掲載する方法、メールでの書面交付その他当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、</u></p>	<p>第2条（需給約款の変更）</p> <p>(1) 当該一般送配電事業者の定める託送供給等約款が改定された場合、法令・条例・規則等の改正によりこの需給約款の変更の必要が生じた場合、その他、当社が必要と判断した場合には、当社は、この需給約款を変更することがあります。この場合は、この需給約款に定める電気料金、その他の供給条件等は、変更後の電気需給約款によります。なお、当社は、この需給約款を変更する際には、当社ホームページに掲載する等の方法によりお知らせいたします。</p> <p>(2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、お客さまは変更された税率に基づいて電気料金その他の債務にかかわる消費税等相当額を支払うものとします。</p> <p>(3) この需給約款の変更に伴い、当社が、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。</p> <p>イ 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。</p> <p>ロ 契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点</p>

<p>お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。</p> <p>ハ 上記にかかわらず、この需給約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更を伴わない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の交付書面については、<u>当社ホームページに掲載する方法、メールでの書面交付その他当社が適切と判断した方法により説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを、書面を交付することなく説明すること、および契約変更後の書面交付をしないこととします。</u></p> <p>第 26 条（延滞利息）</p> <p>(1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から<u>次の算式により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額</u>に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。</p> <p>なお、消費税等相当額は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p><u>再生可能エネルギー発電促進賦課金 × 消費税等の税率 / (1+消費税等の税率)</u></p>	<p>特定番号を記載します。</p> <p>ハ 上記にかかわらず、この需給約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更を伴わない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の交付書面については、当社が適切と判断した方法により説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを、書面を交付することなく説明すること、および契約変更後の書面交付をしないこととします。</p> <p>第 26 条（延滞利息）</p> <p>(1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を差し引いたものに年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。なお、消費税等相当額は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。</p>
---	--

第 42 条（期限の利益喪失）

お客さま又は当社（取次業者がいる場合は、取次業者）が、次の第 1 号乃至 7 号の各号の一に該当したときは、相手方から何ら催告を受けることなく単なる通知によって、相手方に対する一切の債務について支払期限の利益を失うものとし、直ちに債務全額を相手方に弁済するものとする。

- (1) 相手方に対する債務の弁済を遅延したとき。
- (2) 差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、または破産手続き開始、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、特定調停がなされたとき。
- (3) 自ら振り出し若しくは引き受けた手形又は小切手が不渡りとなる等支払停止状態に至ったとき。
- (4) 監督官庁から営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消しの処分を受けたとき。
- (5) 資本の減少、営業の廃止若しくは変更又は合併によらない解散の決議をしたとき。
- (6) 営業の全部又は重要な一部の譲渡し、またはその決議をしたとき。
- (7) 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第 42 条（期限の利益喪失）

お客さま又は当社（取次業者がいる場合は、取次業者）が、次の第 1 号乃至 5 号の各号の一に該当したときは、相手方から何らの通知または催告を受けることなく、また第 6 号乃至第 10 号の各号の一に該当したときは、相手方から何らの催告を受けることなく単なる通知によって、相手方に対する一切の債務について支払期限の利益を失うものとし、直ちに債務全額を相手方に弁済するものとする。

- (1) 相手方に対する債務の弁済を遅延したとき。
- (2) 差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、または会社整理開始、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、特定調停、もしくは破産その他倒産手続の申立がなされたとき。
- (3) 営業の全部を譲渡し、またはその決議をしたとき。
- (4) 自ら振り出し若しくは引き受けた手形又は小切手が不渡りとなる等支払停止状態に至ったとき。
- (5) 競売を申し立てられ、又は仮登記担保契約に関する法律第 2 条に基づく通知を受けたとき。
- (6) 本契約その他乙との一切の契約の各条項の一に違反したとき。
- (7) 監督官庁から営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消しの処分を受けたとき。
- (8) 資本の減少、営業の廃止若しくは変更又は合併によらない解散の決議をしたとき。
- (9) 営業の重要な一部の譲渡しをし、又はその決議をしたとき。

前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。